

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和59年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 訴えの提起について〔農業集落排水処理施設使用料請求事件〕

令和2年2月20日 提出

琴浦町長 小松弘明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記事件を専決する。

記

以下の事件の訴えの提起について

事件番号 令和元年（ハ）第112号（倉吉簡易裁判所）

事 件 名 農業集落排水処理施設使用料請求事件

原 告 琴浦町

被 告

令和元年12月20日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

訴えの提起について〔農業集落排水処理施設使用料請求事件〕

1 事件番号 令和元年(ハ)第112号

2 事件名 農業集落排水処理施設使用料請求事件

3 当事者

(1) 原告 琴浦町

(2) 被告

ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町

イ 氏名 XXXXXXXXXX

4 事件及び請求の要旨

(1) 事件の要旨

ア 被告は、住所地において、生活排水、し尿を排水し、農業集落排水処理施設を使用している者である。

イ 平成16年から農業集落排水処理施設使用料を15年以上滞納しており、督促、訴訟移行予告通知書等の文書により納付を促すが、現在に至るまで納付がない。

ウ よって、滞納合計289,440円の支払いを求める。

(2) 請求の要旨

ア 被告は、原告に対して、金289,440円を支払え

イ 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。